

# 八千代町地域防災計画 資料編

平成30年3月改定

八千代町防災会議

## 目 次

八千代町防災会議条例.....	1
八千代町防災会議委員名簿.....	3
八千代町災害対策本部条例.....	4
防災関係機関通信連絡一覧表.....	5
災害時における相互応援等に関する協定一覧表.....	9
指定避難所・指定緊急避難場所一覧.....	12
一時避難・集合場所一覧.....	14
職員動員表-地震災害.....	15
非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関.....	16
警察通信設備の使用手続き.....	16
地震情報の種類と解説.....	17
茨城県被害情報等報告要領（様式）.....	18
消防庁火災・災害速報.....	42
自衛隊に対する災害派遣要請依頼書.....	48
臨時ヘリポート一覧.....	59
自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書.....	50
緊急通行車両確認証明書等.....	51
緊急交通路の交通規制標識.....	53
医療ボランティア一覧.....	54
予想される相談内容.....	56
災害救助法による救助の内容.....	57
被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書.....	61
被害状況報告表.....	62
職員動員表-風水害.....	63
避難行動要支援者関連施設一覧.....	64
消防団出動区域.....	66
広域消防出動区域（第1出動）.....	67
被害状況の判定基準.....	68
罹災台帳様式.....	71
罹災証明書.....	73
罹災証明申請書.....	74
義援金品領収書.....	75

# 八千代町防災会議条例

昭和38年3月19日

条例第2号

改正昭和56年3月24日条例第2号

平成9年9月30日条例第16号

平成12年3月9日条例第1号

平成24年9月18日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、八千代町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八千代町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は33名以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 茨城県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防職員のうちから町長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (10) その他特に必要と認め、町長が任命する者
- 6 前項第7号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第2号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 八千代町防災会議委員名簿

No.	区分	所属	役職
1	会長	八千代町	町長
2	1号委員	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所	所長
3		農林水産省関東農政局 茨城県拠点	地方参事官
4	2号委員	茨城県 県西県民センター	センター長
5		茨城県 県西農林事務所	土地改良部門長
6		茨城県 常総保健所	所長
7		茨城県 常総工事事務所	所長
8		茨城県 境工事事務所	所長
9	3号委員	茨城県 下妻警察署	署長
10	4号委員	八千代町	副町長
11		八千代町	秘書公室長
12		八千代町	総務部長
13		八千代町	企画財政部長
14		八千代町	保健福祉部長
15		八千代町	産業建設部長
18		八千代町教育委員会	教育次長
19	5号委員	八千代町教育委員会	教育長
20	6号委員	八千代町消防団	団長
21	7号委員	東日本電信電話株式会社	茨城支店長
22		東京電力パワーグリッド株式会社	下館支社長
23		茨城南総土地改良区	理事長
24		八千代町商工会	会長
25		常総ひかり農業協同組合	代表理事組合長
26		吉田用水土地改良区	理事長
27	8号委員	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
28		茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	下妻消防署長
29		茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	八千代分署長
30	9号委員	八千代町議会	議長
31		八千代町区長親和会	会長
32		八千代町民生委員・児童委員協議会	会長
33	10号委員	陸上自衛隊古河駐屯地	第1施設団第101施設器材隊長

# 八千代町災害対策本部条例

昭和38年3月19日

条例第1号

改正 平成24年9月18日条例第13号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、八千代町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
  - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は、部の事務を掌理する。

## (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成24年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 防災関係機関通信連絡一覧表

平成29年4月1日現在

## 1 八千代町

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
八千代町役場		0296-48-1111		
	消 防 交 通 課	0296-48-1665	0296-48-0161	8-240-8400
	上 下 水 道 課	0296-48-2037	0296-48-3064	
八千代町教育委員会		0296-48-1519	0296-49-3428	
八千代町中央公民館		0296-48-1515	0296-49-3427	
八千代町総合体育館		0296-48-2469	0296-48-4535	
八千代町図書館		0296-48-4646	0296-48-4647	
八千代町歴史民俗資料館		0296-48-0525	0296-48-0525	
八千代町給食センター		0296-48-1149	0296-48-3488	
八千代町保健センター		0296-48-1955	0296-48-0309	
八千代町社会福祉協議会		0296-49-3949	0296-49-3866	

## 2 茨城県

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
茨城県庁		029-301-1111		
	防 災 ・ 危 機 管 理 課 ( 防 災 G )	029-301-2885	029-301-2898	8-100-8440
	防 災 ・ 危 機 管 理 課 ( 災 害 対 策 室 )			8-100-8420 ~8439
	消 防 安 全 課	029-301-2896	029-301-2887	8-100-2888
県西県民センター	県 民 福 祉 課	0296-24-9061	0296-24-2357	8-104-8403
常総保健所	総 務 課	0297-22-1351	0297-22-8855	8-133-8400
常総工事事務所		0297-42-2621	0297-42-1286	8-112-8400
境工事事務所		0280-87-1231	0280-87-5517	8-113-8400
県西農林事務所		0296-24-9240	0296-22-2681	8-104-8405
流域下水道事務所 県西浄化センター		0296-44-9335	0296-44-9337	8-157-8400
県西水道事務所		0296-37-7402	0296-37-7584	8-167-8400
県西家畜保健衛生所		0296-52-0345	0296-52-4870	8-146-8400
下妻警察署		0296-43-0110		
八千代地区交番		0296-48-0141		

### 3 近隣自治体

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
下妻市役所	消 防 交 通 課	0296-43-2111	0296-43-4214	8-207-8400
常総市役所	防 災 危 機 管 理 課	0297-23-2111	0297-23-1848	8-208-8400
古河市役所	危 機 管 理 課	0280-92-3111	0280-92-4695	8-203-8400
坂東市役所	交 通 防 災 課	0297-35-2121	0297-35-8201	8-223-8400
猿島郡境町役場	防 災 安 全 課	0280-81-1300	0280-86-7521	8-242-8400
猿島郡五霞町役場	生 活 安 全 課	0280-84-1111	0280-84-1478	8-241-8400
結城市役所	防 災 安 全 課	0296-32-1111	0296-32-5917	8-205-8400
筑西市役所	消 防 防 災 課	0296-24-2111	0296-24-7333	8-222-8400

### 4 消防関係

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
茨城西南広域市町村圏 事務組合消防本部	総 務 課	0280-47-0124	0280-47-0075	(通信指令課) 8-630-8400
下妻消防署		0296-43-1551	0296-44-6179	
〃 八千代分署		0296-48-1598	0296-48-1526	
古河消防署		0280-47-0119	0280-47-0081	
総和消防署		0280-92-3948	0280-92-3953	
坂東消防署		0297-35-2129	0297-36-0771	
茨城県防災航空室		029-857-8511	029-857-8501	

### 5 自衛隊

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
陸上自衛隊 東部方面隊 第一施設団 (古河駐屯地)	第 3 科	0280-32-4141		



## 6 指定地方行政機関

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 伊讚出張所 鎌庭出張所		0296-25-2161 0296-28-0742 0297-42-2644	0296-25-2192 0296-28-8617 0297-42-0837	
農林水産省関東農政局 土浦地域センター	総務グループ	029-843-6875	029-843-1411	
気象庁東京管区气象台 水戸地方气象台	防 災 業 務 課	029-224-1106		
総務省関東総合通信局 無線通信部	陸 上 第 2 課	03-6238-1773	03-6238-1629	
財務省関東財務局 水戸財務事務所		029-221-3188		
厚生労働省茨城労働局 筑西公共職業安定所 ハローワーク下妻		0296-22-2188 0296-43-3737	0296-25-2664 0296-44-6564	
厚生労働省労働基準局 筑西労働基準監督署		0296-22-4564		
経済産業省 関東経済産業局		048-600-0213	048-601-1310	
国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局		029-247-5348	029-248-4773	
国土交通省東京航空局		03-5275-9316	03-3288-8915	

7 指定公共機関及び指定地方公共機関並びに公共団体

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
日本郵便(株)八千代郵便局 下館郵便局		0296-48-0191 0296-22-2200		
日本放送協会 水戸放送局		029-232-9885	029-232-9833	8-855-8400
東日本電信電話(株) 茨城支店		029-232-4825	029-232-4950	8-858-8400
東京電力パワーグリッド (株) 下館支社		0296-47-1109	0296-22-2348	
日本赤十字社 茨城県支部		029-241-4516	029-241-4714	8-854-8400
(一社) 真壁医師会		0296-24-8788	0296-24-1570	
(一社) 茨城県トラック 協会		029-303-6363	029-243-5936	8-871-8400
(一社) 茨城県高圧ガス 保安協会		029-225-3261	029-225-3257	
(株) 茨城放送		029-244-2160	029-244-4100	
(株) 茨城新聞社		029-239-3001	029-301-0361	
常総ひかり農業協同組合	本 店	0296-30-1211	0296-44-4457	
八千代土地改良区		0296-48-3254		
茨城南総土地改良区		0297-44-2013		
吉田用水土地改良区		0296-48-0029		
山川沼土地改良区		0296-49-0799		
八千代町商工会		0296-49-3232		

## 災害時における相互応援等に関する協定一覧表

平成29年12月1日現在

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
自治体間 (消防)	「茨城県広域消防相互応援協定」 ○茨城県内の市町村、一部事務組合	H元. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水火災又は地震等の災害への消防相互応援</li> </ul>
自治体間	「災害時等の相互応援に関する協定」 ○茨城県内全市町村	H6. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供</li> <li>・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供</li> <li>・ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供</li> <li>・ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣</li> <li>・ 被災者の一時受入のための施設の提供</li> <li>・ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項</li> </ul>
自治体間	「災害時における相互応援に関する協定」 ○八千代町・五霞町・境町	H25. 1. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・ 応急・復旧活動に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>・ 応急・復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供</li> <li>・ 被災傷病者の受入れ</li> <li>・ 児童及び生徒の受入れ</li> <li>・ 避難が必要な被災者の受入れ</li> <li>・ 被災者に対する住宅のあっせん</li> <li>・ ボランティアのあっせん</li> <li>・ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項</li> </ul>

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
自治体間	「災害時等の相互応援に関する協定」 ○茨城県内12町村 (茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町)	H25. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供</li> <li>・救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供</li> <li>・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の人員の派遣</li> <li>・被災者の一時受入のための施設の提供</li> <li>・児童・生徒の受入れ</li> <li>・ボランティア等の斡旋</li> <li>・前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項</li> </ul>
自治体間	「茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定書」 ○古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	H25. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供</li> <li>・救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>・消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣</li> <li>・ボランティアのあっせん</li> <li>・被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん</li> <li>・被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん</li> <li>・原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受け入れるための施設の提供及びあっせん</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</li> </ul>
緊急救援物資輸送	「災害時における緊急救援物資輸送に関する協定書」 ○社団法人 茨城県トラック協会 常総支部	H24. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送に関し必要な車両及び機材等の出動</li> <li>・緊急輸送に関し必要な人材の派遣</li> <li>・その他甲（町）が必要と認める業務</li> </ul>
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○NPO法人 コメリ災害対策センター	H19. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業用品（作業シート、ロープ、土のう袋等）</li> <li>・日用品等（毛布、タオル、ローソク等）</li> <li>・水関係（飲料水、水缶）</li> <li>・冷暖房機器等（大型石油ストーブ、木炭等）</li> <li>・電気用品等（ライト、懐中電灯、ラジオ等）</li> <li>・トイレ関係（救急ミニトイレ）</li> </ul>

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○株式会社 倉持薬局	H24. 4. 1	・ 調達可能な物資の優先供給
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○セツカートン株式会社	H24. 9. 3	・ 段ボール製品（段ボールシートと段ボールケース） ・ 段ボール製簡易ベッド ・ その他乙の取扱商品
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○株式会社 カスミ	H27. 7. 23	・ 調達可能な物資の優先供給
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○いばらきコープ生活協同組合	H27. 12. 17	・ 炊事用品（鍋、かま、やかん、フライパン等） ・ 食器類（紙皿、紙コップ、箸、フォーク等） ・ 日用品（ティッシュペーパー、トイレットペーパー等） ・ 光熱材料（卓上ガスコンロ、ガスボンベ等） ・ 食料品（米、菓子パン、食パン、飲料水等）
物資供給	「災害時における物資の調達に関する協定書」 ○茨城県高圧ガス保安協会常総支部	H29. 12. 1	・ LP ガス ・ その他甲（町）が必要とするもの
応急対策業務	「災害時における応急対策業務に関する協定書」 ○大里産業 株式会社	H23. 5. 9	・ 緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・ 道路交通確保のための障害物の除去作業 ・ その他緊急応急作業 ・ 必要となる建築資材の提供
応急対策業務	「災害時における応急対策業務に関する協定書」 ○株式会社 磯建	H24. 1. 30	・ 緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・ 道路交通確保のための障害物の除去作業 ・ その他緊急応急作業 ・ 必要となる建築資材の提供

## 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

「避難所等一覧」

平成29年4月1日現在

地区	名称	所在	電話番号	屋内面積	受入人数	適 用
西豊田	東中学校	沼森50	48-0787	3,509㎡	1,063人	耐震（校舎1,846㎡、体育館1,143㎡、柔剣道場520㎡）
	西豊田小学校	太田365	48-0687	2,448㎡	741人	耐震（校舎1,718㎡、体育館730㎡）
安 静	八千代第一中学校	若1808	48-0178	4,812㎡	1,458人	耐震（校舎2,616㎡、体育館1,624㎡、柔剣道場572㎡）
	安静小学校	蒔田820	48-0024	2,393㎡	725人	耐震（校舎1,663㎡、体育館730㎡）
中結城	中結城小学校	菅谷351	48-0322	2,946㎡	892人	耐震（校舎2,216㎡、体育館730㎡）
	総合体育館	菅谷1027	48-2469	2,882㎡	873人	（建築面積3,843㎡×0.75）
	中央公民館	菅谷1027	48-1515	1,787㎡	541人	（建築面積2,383㎡×0.75）
	農村環境改善センター	菅谷898-157	49-3655	747㎡	226人	耐震（建築面積997㎡×0.75）
	体育センター	菅谷882-37		3,200㎡	969人	耐震
下結城	八千代高等学校	平塚4824-2	48-1836	7,758㎡	2,350人	（校舎5,761㎡、体育館1,997㎡）
	下結城小学校	平塚3740	48-0019	2,442㎡	740人	耐震（校舎1,712㎡、体育館730㎡）
川 西	川西小学校	久下田440	48-0039	2,068㎡	626人	耐震（校舎1,338㎡、体育館730㎡）
計	12施設			36,992㎡	11,204人	

※受入人数＝屋内面積1人当たり3.3㎡で積算

※各校舎の面積は普通教室と特別教室の合計面積、各体育館は建築面積を適用

「福祉避難所一覧」

地 区	名 称	所 在	電話番号	備 考
安 静	特別養護老人ホーム 錦 荘	栗山229-1	49-2966	締結年月日：平成30年1月23日 予定
中結城	特別養護老人ホーム 玉 樹	菅谷1021-1	49-3886	締結年月日：平成30年1月23日 予定
下結城	あじさい学園寮	平塚4799-1	48-3880	締結年月日：平成30年1月23日 予定
	あじさい学園八千代	平塚4753	48-3882	締結年月日：平成30年1月23日 予定
川 西	介護老人保健施設 葵の園・八千代	新井115-1	30-3700	締結年月日：平成30年1月23日 予定
計	5施設			

## 「指定緊急避難場所一覧」

地 区	名 称	所在	屋外面積	受入人数	適 用
西豊田	東中学校グラウンド	沼森50	26,885㎡	13,442人	グラウンド面積
	西豊田小学校グラウンド	太田365	13,126㎡	6,563人	グラウンド面積
	栗野運動公園	栗野333	10,260㎡	5,130人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
	貝谷運動公園	貝谷33	11,217㎡	5,608人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
安 静	八千代第一中学校グラウンド	若1808	39,167㎡	19,583人	グラウンド面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
	安静小学校グラウンド	蒨田820	10,100㎡	5,050人	グラウンド面積
	東蒨田運動公園	東蒨田241-1	15,413㎡	7,706人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
中結城	中結城小学校グラウンド	菅谷351	15,533㎡	7,766人	グラウンド面積
	町民公園	菅谷883-1	81,413㎡	40,706人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
	中結城地区公園	菅谷35	43,945㎡	21,972人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
	中結城北部地区運動広場	西大山313-2	3,350㎡	1,675人	敷地面積
下結城	八千代高等学校グラウンド	平塚4824-2	39,214㎡	19,607人	グラウンド面積
	下結城小学校グラウンド	平塚3740	10,344㎡	5,172人	グラウンド面積
	下結城地区公園	平塚2175-1	10,273㎡	5,136人	敷地面積
川 西	川西小学校グラウンド	久下田440	14,955㎡	7,477人	グラウンド面積
	川西地区運動広場	新井428	10,000㎡	5,000人	敷地面積
	クリーンパーク・きぬ	大渡戸390	14,945㎡	7,472人	敷地面積
計	計 17 施設		370,140㎡	185,065人	

※受入人数＝屋外面積1人当たり 2㎡で積算



## 職員動員表-地震災害

平成30年3月1日現在

部隊名	班名	部・課・係	連絡体制	警戒体制	非常体制	
			連絡配備	警戒配備	第1配備	非常配備
本部事務局		消防交通課	課長及び係員	全員	全員	全員
総務部隊	総務班	総務課	—	主査以上	全員	全員
		議会事務局	—	管理職級以上	主査以上	全員
	広報記録班	秘書課	—	主査以上	半数以上	全員
	調査班	税務課	—	管理職級以上	半数以上	全員
財務部隊	財務班	財務課	—	主査以上	半数以上	全員
		まちづくり推進課	—	主査以上	半数以上	全員
		会計課	—	管理職級以上	半数以上	全員
民生部隊	救護救援班	保健福祉部	—	主査以上	半数以上	全員
		社会福祉協議会	—	—	半数以上	全員
	住民対策班	戸籍住民課	—	管理職級以上	半数以上	全員
	環境対策班	環境対策課	—	管理職級以上	半数以上	全員
	食料対策班	給食センター	—	管理職級以上	主査以上	全員
建設農政部隊	土木対策班	都市建設課	課長及び係員	半数以上	全員	全員
	上下水道班	上下水道課	課長及び係員	半数以上	全員	全員
	農業班	産業振興課	—	管理職級以上	半数以上	全員
		農委事務局	—	管理職級以上	半数以上	全員
	商工班	商工観光係	—	—	半数以上	全員
教育部隊	学校管理班	学校教育課	—	主査以上	半数以上	全員
		各小中学校	—	別途計画	別途計画	別途計画
	社会教育班	生涯学習課	—	主査以上	半数以上	全員
消防	消防班	八千代町消防団	—	別途計画	別途計画	別途計画

(注) 全職員が非常配備の場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。

## 非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
国土交通省下館河川事務所	電気通信係	筑西市二木成1753 0296 (25) 2173	308-0841

## 警察通信設備の使用手続き

警 察 電 話 使 用 申 込 書	
使 用 の 理 由	
通 信 事 項	
発 信 者 名 住所及び 電話番号	
着 信 者 名 住所及び 電話番号	
処 置	利用又は利用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

年 月 日  
 茨城県警察本部長  
 殿  
 (〇〇警察署長)

八千代町総務部長 氏 名

印

(注) 本申込書は正、副の複写とし、総務部長氏名印は正のみとする。

## 地震情報の種類と解説

情報の種類	内 容
震度速報	地震発生約1分30秒後に、震度3以上を観測した地域名（茨城県の場合は、茨城県北部と茨城県南部）と地震の発生時刻を公表します。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表します。 また、津波の恐れがない場合には「津波の心配なし」を付加文として公表します。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表します。 また、津波の恐れがない場合には「津波の心配なし」を付加文として公表します。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表します。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）を公表します。 また、津波の恐れがない場合には「津波の心配なし」を付加文として公表します。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を公表します。

# 茨城県被害情報等報告要領（様式）

## 災害による県有財産被害状況報告書

年 月 日 時現在 (棟) (m2) (万円)

主管課名	出先機関の名称	土地				建物					その他	被害状況	復旧費
		流出・埋没	冠水	崩壊	その他	流出	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水			

1 報告系統 出先機関 総務部管財班→本部

社会福祉施設の被害状況報告書

社会福祉施設被害総括表 (1)

年 月 日 時現在

保健福祉部（厚生総務課）

施設区分	公 立		私 立		計		備 考
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	
保 護 施 設							
児 童 福 祉 施 設 (児童遊園を除く)							
老 人 福 祉 施 設							
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設							
知 的 障 害 者 更 生 援 護 施 設							
そ の 他							
合 計							

(金額 単位：千円)

(報告系統) 厚生総務課  
 福祉指導課  
 子ども家庭課  
 高齢福祉課  
 障害福祉課

} 保健福祉部救助班→本部

社会福祉施設被害内訳表(2)

年 月 日 時現在

保健福祉部(厚生総務課)

施設 区分 市 町 村	公 立														私 立															
	保護施設		児童福祉 施設		老人福祉 施設		身体障害 者 更生 援護施設		知的障害 者 更生 援護施設		その他		合 計		保護施設		児童福祉 施設		老人福祉 施設		身体障害 者 更生 援護施設		知的障害 者 更生 援護施設		その他		合 計			
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
合 計																														

(金額 単位 : 千円)

社会復帰施設の被害状況報告書

社会復帰施設被害総括表(1)

年 月 日 時現在

保健福祉部（障害福祉課）

施設区分	公立		私立		計		備 考
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	
生活訓練施設 ( 援 護 寮 )							
福 祉 ホ ー ム							
グループホーム (地域生活援助事業)							
授 産 施 設							
共 同 作 業 所							
精神科デイケア施設							
そ の 他							
合 計							

(金額 単位：千円)

(報告系統) 市町村→保健福祉部医療救護班→本部

社会復帰施設被害内訳表(2)

年 月 日 時現在

保健福祉部 (障害福祉課)

施設 区分 市 町 村	公 立													私 立															
	生活訓練 施設		福 祉 ホ ー ム		グループ ホ ー ム		授産施設		共 同 作 業 所		精 神 科 デイクア 施 設		合 計		生活訓練 施設		福 祉 ホ ー ム		グループ ホ ー ム		授産施設		共 同 作 業 所		精 神 科 デイクア 施 設		合 計		
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所
合 計																													

(金額 単位 : 千円)



環境・衛生関係施設等の被害状況報告書

1 一般廃棄物処理施設の被害状況報告書

年 月 日 時現在

市町村等	施設名	被害内容	被害金額	備考

報告系統 市町村→廃棄物対策課→本部

2 医療救護活動状況

年 月 日 時現在

市町村	設置状況	活 動 状 況				医療施設への 搬送人員	備 考	
		従 事 者						応急措置
		医 師	看 護	その他	計			
	ヶ所	人	人	人	人	人		

報告系統 保健所→保健福祉部医療救護班→本部

3 衛生関係施設等の被害状況報告書

(1) 医療施設（病院，一般診療所，歯科診療所）

年 月 日 時現在

名 称	住 所	被害状況	備 考

(2) 市町村保健センター

年 月 日 時現在

名 称	被 害 状 況	備 考

(3) 水道施設の被害状況

年 月 日 時現在

市町村名	水道名	現 在 給水人口	影響世帯数	影響人口	断減水状況	原因	応急対策	備考

報告系統 保健所→保健福祉部医療救護班→本部

商工業被害状況報告書

市町村名

年 月 日 時現在

業種	項目	被害企業数	被害内訳	営業用不動産損害(1)	営業用不動産損害(2)
商 業		件	浸 水 件	万円	万円
			半 壊 "		
			全 壊 "		
			流 出 "		
			その他 "		
工 業		件	浸 水 "		
			半 壊 "		
			全 壊 "		
			流 出 "		
			その他 "		
鉱 業		件	浸 水 "		
			半 壊 "		
			全 壊 "		
			流 出 "		
			その他 "		
計		件	浸 水 "		
			半 壊 "		
			全 壊 "		
			流 出 "		
			その他 "		

1 報告系統 市町村→県民センター→本部

2 (1) 商品, 半製品, 製品, 原材料

(2) 店舗, 工場, 設備

(災害発生通知書様式第1号)

災 害 発 生 通 知 書

報告機関名 \_\_\_\_\_

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の日時
- 3 災害発生地域
- 4 災害発生時の気象概況
- 5 被害の概況

(被害見込面積又は数量, 被害見込金額等)

報告系統市町村→県民センター→本部

(被害速報様式第2号)

被 災 報 告

報告機関名 \_\_\_\_\_

業 種 別		被害面積 (数量)	被害見込金額	備考
農 作 物 関 係	水 陸 稲			
	麦 類			
	野 菜			
	果 樹			
	工 芸 作 物			
	茶			
	桑			
	飼 料 作 物			
	そ の 他			
	計			
家 畜 等	家 畜			
	畜 産 物			
	繭			
	そ の 他			
	計			
合 計				

報告系統 市町村→農林事務所→本部

(被害速報様式第2号の1)

被 害 速 報

業 種 別		被害件数	被害見込金額	備 考
共同 利用 施設	畜産関係			
	蚕紙関係			
	園芸関係			
	入植関係			
	その他			
	計			
非共同 利用 施設	畜産関係			
	蚕紙関係			
	園芸関係			
	入植関係			
	その他			
	計			
牧草地				
牧野施設				
果樹、桑樹、茶樹の樹体被害				
地方公共 団体の 施設	畜産関係			
	蚕紙関係			
	園芸関係			
	入植関係			
	その他			
	計			
合 計				

報告系統 市町村→農林事務所→本部

(被害概況(確定)報告書様式第3のA)

A 農作物被害

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 年 月 日

現在

報告機関名 \_\_\_\_\_

作物名	作付面積	被害程度別面積						計	収穫皆無換算面積	被害減収量	単価	被害金額	
		30%以下	30~50	50~70	70~90	90~100							
主要食糧作物	水稲												
	陸稲												
	麦類	6条大麦											
		2条大麦											
		小麦											
		裸麦											
	計												
	なたね												
	豆類												
	甘しょ												
	馬鈴薯												
雑穀													
小計													
肥料													
作物													
小計													
飼料													
作物													
小計													
園芸作物	野菜												
	小計												
	果樹												
小計													
園芸作物													
工芸作物													
工芸作物													
その他	茶												
	桑												
その他計													
合計													

1 米麦類の10aあたり収穫量は農業共済組合が定める基準収穫量とすること。その他の作物は過去5カ年の最高最低を除いた3カ年の平均収穫量とすること。

2 価格単価は米麦類にあっては政府買入価格とし、その他の作物は被害時価格とすること。

報告系統 市町村→農林事務所→本部

家畜，畜産物等被害

調査年月日 \_\_\_\_\_

報告機関名 \_\_\_\_\_

(1)家畜の被害

	死亡・流出		疾病・障害		流出・埋没		全壊		半壊		被害合計額
	頭数	被害額	頭数	被害額	頭数	被害額	頭数	被害額	頭数	被害額	
乳牛											
肉用牛											
馬											
めん(山)羊											
にわとり											
畜舎											
計											

(2)畜産物の被害

畜産物名	被害件数	被害額	内訳(算出の基礎)
	件	千円	

報告系統市町村→農林事務所→本部

(様式第3のC)

養 蚕 被 害

調査年月日 \_\_\_\_\_

報告機関名 \_\_\_\_\_

	被害戸数	被害数量	減収繭数量	減収見込金額	備考
掃 立 前	戸	箱	トン	千円	
1					
2					
3					
4					
5 令 { 前 半					
{ 後 半					
繭 { 上簇から出荷					
{ その他					
計					

報告系統市町村→農林事務所→本部



(様式第4のA) (被害概況報告書および被害確定報告書様式)

農業共同利用施設被害

災害の種類

発信者

区分	施設名	件数	農業協同組合所有のもの					その他所有のもの				備考
			事業主体数	全壊 (大破を含む) 千円	中破 千円	小破 千円	計 千円	大破以上 千円	中破 千円	小破 千円	計 千円	
畜産関係												
	小計											
蚕糸関係												
	小計											
園芸関係												
	小計											
入植関係												
	小計											
その他												
	小計											
合計												

- (注) 1 施設名は別表に定める施設名を記入のこと。  
 2 事業主体数は、単位農協、連合会の数を記入すること。  
 3 全壊とは、全く使用にたえないか流水で埋没したもの、大破とは時価の70%程度、中破とは時価の50%程度、小破とは時価の30%程度の修繕費でそれぞれ復旧し得ると認められると推定されたものとする。ただし、農機具の被害の場合は単に外面的破損又は流失、埋没のほか、冠浸水期間による錆錆状態等を検査して使用価値の変動を検討して決定すること。  
 4 大破、中破、小破別の件数は ( ) 書きのこと。

報告系統 市町村→農林事務所→本部

(様式第4のB)

非共同利用施設被害

災害の種類

調査年月日

発信者

区分	施設名	件数単位	全壊		大破		中破		小破		計		備考
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
畜産関係													
蚕糸関係													
園芸関係													
果樹茶樹桑樹の樹体被害													
入植関係													
その他													
合計													

- (注) 1 非共同利用施設とは、共同利用施設以外の個人施設をいう。  
 2 樹体被害については、全壊の欄に流出・埋没および枯死を記入し、大破、中破、小破はそれぞれ甚、中・軽と読み換えて記入し、件数欄には、面積を記入のこと。  
 (1) 樹体損傷の程度  
 ア 甚とは2/3以上の主枝が裂け折れる等の損傷を受けたもの、又は更新、改植を要すると認められるもの。  
 イ 中とは1/3~2/3程度の主枝が裂け又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。  
 ウ 軽とは1/3未満程度の主枝が裂けまたは折れ、結果枝等が若干折損しているかこれに準ずるものとする。

報告系統市町村、水産班、その他 { 農林事務所  
 農業班→本部

(様式第4のC)

牧草台地の被害状況

区分	対象台地名	所 群 大	在 市 町	地 村 字	団 地 面 積	造 成 面 積	被害内訳					復旧所要経費内訳											総 所 要 経 費	摘 要						
							面 積	被害面積内訳				被 害 程 度	見 積 被 害 額	事 業 主 体 名	障害物除去			起土、整地			土壌改良				牧草導入					
								崩 壊	埋 没	流 出	そ の 他				面 積	手 段	金 額	面 積	手 段	金 額	石灰質 資材				磷酸質 資材		小 計	種 類	数 量	金 額
																					数 量	金 額			数 量	金 額				
集約牧野																														
	計																													
改良牧野																														
	計																													
自然牧野																														
	計																													
合 計																														

- (注) 1 障害物除去、起土整地の場合、復旧の手段が機械利用か、手労働かの別を記入のこと。  
 2 河川敷については、対象団地の下に河川名を( )書きのこと。  
 3 改良牧野、自然牧野については、それぞれ該当項目欄に記入し、牧野樹林植栽については各事業共に牧草導入欄に記入のこと。  
 4 集約、改良牧野については、摘要欄に造成年次および一般補助、小団地融資、自己資金等事業区分を記入のこと。  
 5 被害程度は、甚、中、軽等と表現する。

報告系統 市町村→農林事務所→本部

( 様式第 4 の D )

牧野施設の被害状況

災害の種類 \_\_\_\_\_

調査年月日 \_\_\_\_\_

発信者 \_\_\_\_\_

区分	対象牧野 団地名	所在地 (市町村)	施設設置内容			被害内容				復旧所要経費内訳							摘要		
			員数	受益牧野		員数	被害別員数			事業 主体名	資材費			労務費		その他		計	
				区分	面積		崩壊	流出	被害程度		種類	数量	金額	員数	金額				
牧(索)道																			
隔障物																			
飲雑用水施設																			
建物																			
その他																			
合 計																			

- ( 注 ) 1 受益牧野区分の欄には、集約牧野，自然牧野別に記載のこと。  
 2 木棚，電気牧棚，棚林については，隔障物の員数欄に区分記載のこと。  
 3 建物については，看視者，畜舎，牧納舎等別を員数欄に区分記載のこと。  
 4 被害程度は甚，中，軽をもって表わし，被害見積額を記載のこと。  
 5 摘要欄には，一般補助，小団地，新農村，融資事業等の区分，設置年次を記載のこと。  
 報告系統 市町村→農林事務所→本部

林産物の被害状況報告書

市町村名

年 月 日 時現在

林産物名	事業主体名	件数	単位	被害状況				被害額	備考
				浸水	流失埋没	折損枯損	計		
立木			m <sup>3</sup>						
素材			m <sup>3</sup>						
製材			m <sup>3</sup>						
木炭			kg						
薪			m <sup>3</sup>						
桐			m <sup>3</sup>						
しいたけ			kg						
しいたけ 栽培アー ム施設			m <sup>2</sup>						
ひらたけ			kg						
わさび			kg						
しいたけ ほた木			本						
竹(材)			束						
計									

(注) 事業主体名欄には森組、農協及びこれらの連合会又は中小企業等協同組合、会社、個人別にそれぞれの件数、被害

害状況被害額を記入すること。

報告系統 市町村→農林事務所→本部

林 業 用 施 設 被 害 状 況

市町村名

(1) 治山関係

年 月 日 現在

種別 \ 被害状況	数 量	被 害 額	備 考
山 地 治 山 施 設	ヶ所	千円	
海 岸 保 安 林	ha		
防 潮 林	ヶ所		
そ の 他			
計			

(2) 林道関係

	路線数	箇所数	延長	被害額	備考
林道施設			m	千円	
(橋 梁)			m <sup>2</sup>		

(注) 橋梁欄には内数として橋梁被害を記入すること。

報告系統 治山事務所 { 農林水産部林業班→本部  
農林事務所

水産関係被害状況報告書

年 月 日 時現在

災 害 の 種 類		災 害 の 時 期	平 成 年 月 日
-----------	--	-----------	-----------

ア 漁船被害

所 属 漁協組	区 分		被 害 程 度					乗 務 員			摘 要
			沈没	破損	座礁	行方不明	計	死者	行方不明	負傷者	
	動力船	10トン以上									
		10トン未満									
	無 動 力 船										
	計										

イ 製品類被害

所属加工組合	製品の種類	被害者数	被 害 見 込		被害程度	備 考
			数 量	金 額		
	計					

ウ 水産加工及び養殖施設被害

所属組合又は 被害場所	施設種類	被害業者数	規 模	被 害 程 度						
				区 分 件	滅失	大破	中破	小破	計	
				損 害 見 込						

エ 漁具等の被害

所属漁協組	漁具類などの種類	被害漁業者数	規模	被害程度					
				区分件数	滅失	大破	中破	小破	計
				損害見込額					
	計								

オ 養殖物及び増殖物被害

(千円)

養殖物又は増殖物の区分	所属漁協又は被害場所	種別	損害見込		備考
			数量	金額	

カ 養殖場及び増殖場被害

(㎡)

(千円)

養殖場又は増殖場の区分	所属漁協又は被害場	種類	被害事業者数	被害面積	損害見込額	備考



キ 漁港施設

(千円)

漁 港 名	事業主体	被害施設	損害見込額	備 考
計				

(注) 事業主体欄には公共団体名若しくは水産協同組合名を記入すること。

報告系統 事業主体→農林水産部水産班→本部

農地及び農業用施設被害状況報告書

年 月 日 時現在

災害の種類				災害の時期		平成	年	月	備 考
番 号	被害所在地	工 種	工 法	数 量	金 額	受益面積			
	計								

(注) 工種の欄には田, 畑, 溜池, 頭首工, 水路, 橋梁, 堤防, 揚水機, 道路の別を記入すること。

工法の欄には, 復旧の工法を記入。

報告系統 : 農林事務所→農林水産部農地班→本部

火 災 状 況 報 告 書

年 月 日現在

発火の日時  
鎮火の日時  
災害発生場所  
罹災者総数

人の被害	死者					
	行方不明					
	重傷					
	軽傷					
	計					
住家の被害		戸 数	面 積	世帯数	人 数	被害見舞金額
	全焼	戸	m <sup>2</sup>		人	千円
	半焼					
	計					
非住家の被害	全焼					
	半焼					
	計					

報告系統市町村→生活環境部災害対策班→本部

水 防 顛 末 報 告 書

年 月 日現在

- 1 気象の状況
- 2 雨量及び水位、高潮又は波浪の状況
- 3 水防団員及び消防機関に属するものの出動から終結までの時刻及び人員
- 4 堤防、その他の施設等の異常の有無
- 5 水防作業の状況及びその結果
- 6 使用水防資材の種類及び員数、経費、並びにその消耗分と回収分
- 7 水防法第21条による負担下命の種類及び員数
- 8 応援の状況
- 9 住居者の出動の状況
- 10 警察、自衛隊援助の状況
- 11 現場指導官公吏氏名
- 12 避難立退の状況
- 13 水防関係者の死傷
- 14 殊勲者及びその功績
- 15 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

報告系統 水防管理団体 }  
市町村 } →土木部河川班→本部

土木関係被害状況報告書

災害の時期		平成 年 月 日		災害の種類			
		県所属		市町村所属	国所属	その他の所属	計
道路	決壊	ヶ所数					
		延長					
	破損	ヶ所数					
		延長					
堤防	決壊	ヶ所数					
		延長					
	破損	ヶ所数					
		延長					
防波堤	決壊	ヶ所数					
		延長					
	破損	ヶ所数					
		延長					
鉄道不通	ヶ所						
	延長						
橋梁流出ヶ所数							
閘門破損							
がけ崩れ	ヶ所数						
地すべり	ヶ所数						
土石流	ヶ所数						

報告系統 工事事務所→土木部河川班→本部

# 消防庁火災・災害速報

第1号様式（火災）

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 ( 消 防 本 部 名 )	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出 火 場 所						
出 火 日 時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )		( 鎮 圧 日 時 ) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	
火元の事態・ 用 途				事 業 所 名 ( 代 表 者 氏 名 )		
出 火 箇 所				出 火 原 因		
死 傷 者	死者 ( 性別・年齢 )		人	死者の生じた 理 由		
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽 症		人			
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ぼ や 棟	} 計 棟	焼 損 面 積		建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 ha
罹 災 世 帯 数				気 象 状 況		
消 防 活 動 状 況	消防本部 ( 署 )		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
そ の 他 参 考 事 項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力災害
  - 4 その他特定の事故

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 ( 消 防 本 部 名 )	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災 区 域	レイアウト第一種、第二種、 第三種、その他		
出 火 日 時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	( 鎮 圧 日 時 ) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )		
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧 ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ( )	物 質 名			
施 設 の 区 分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )				
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人 )		
			重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材
			事 自主防災組織	人	
			業 共同防災組織	人	
			所 その他	人	
			消防本部(署)	台	
			消 防 団	台	
			海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分					
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他 人			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 ( 消 防 本 部 名 )	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態								
発 生 場 所									
発 生 日 時 ( 覚 知 日 時 )	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )</td> <td>覚 知 方 法</td> </tr> </table>	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	覚 知 方 法						
月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	覚 知 方 法								
事 故 の 概 要									
死 傷 者 等	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人 ( 人 )</td> </tr> <tr> <td>計 人</td> <td rowspan="3">                     { 重症 人 ( 人 )                      中等症 人 ( 人 )                      軽 症 人 ( 人 )                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> <td></td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		不明 人	
死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )							
計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )								
不明 人									
救助活動の要否									
要援護者数 (見込)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>救 助 人 員</td> </tr> </table>		救 助 人 員						
	救 助 人 員								
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況									
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況									
その他参考事項									

(注) 負傷者欄 ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書で記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 ( 消 防 本 部 名 )	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時		月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一 部 損 壊	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床 上 浸 水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		( 都 道 府 県 )			( 市 町 村 )				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

〔被害状況即報〕

都道府県			区分			被害				
災害名報告番号			災害名 第 報 ( 月 日 時現在)			そ	田	流出・埋没	ha	
								冠 水	ha	
報告者名						の	畑	流出・埋没	ha	
								冠 水	ha	
区分			被害			他	文 教 施 設	箇所		
人的被害			人的被害				病 院	箇所		
死 者	人					道 路	箇所			
	行方不明者		人			橋 り よ う	箇所			
負傷者	人					河 川	箇所			
	人		人			港 湾	箇所			
住			全 壊			砂 防	箇所			
家			半 壊			清 掃 施 設	箇所			
被			一 部 破 壊			崖 く ず れ	箇所			
害			床 上 浸 水			鉄 道 不 通	箇所			
非住家			床 下 浸 水			被 害 船 舶	隻			
公 共 建 物			罹 災 世 帯 数			水 道	戸			
そ の 他			罹 災 者 数			電 話	回線			
			火災発生			電 気	戸			
			建 物			ガ ス	戸			
			危 険 物			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
			そ の 他							



区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県		
公共文教施設	千円					災害救助法適用市町村名	市 町 村
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その の	農業被害	千円		計	団体		
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
他	その他	千円		消防職員出動述人数	人		
被害総額	千円			消防団員出動述人数	人		
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

# 自衛隊に対する災害派遣要請依頼書

文 書 番 号

平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名

印

## 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

### 記

#### 1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害, 地震, 津波, 風害, 火災, 土砂崩れ, 遭難, 交通事故, その他 ( )
- (2) 災害発生の日時 平成 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する期間 自 平成 年 月 日 時 分  
至 平成 年 月 日 時 分

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 市 町  
県  
郡 村
- (2) 活動内容

#### 4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体, 人員, 機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

## 臨時へリポート一覧

平成25年3月1日現在

所在地	名称	土地の状況	管理者
八千代町若1808	八千代第一中学校	土	八千代町
八千代町菅谷833-1	八千代町民公園	芝地	〃
八千代町栗野291-2	栗野運動公園	芝地	〃
八千代町東落田241-1	東落田運動公園	土	〃
八千代町貝谷37	貝谷運動公園	土	〃
八千代町菅谷35	中結城地区公園	芝地	〃

# 自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名

印

## 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

平成 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり  
部隊の撤収要請を依頼します。

### 記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 平成 年 月 日 時 分

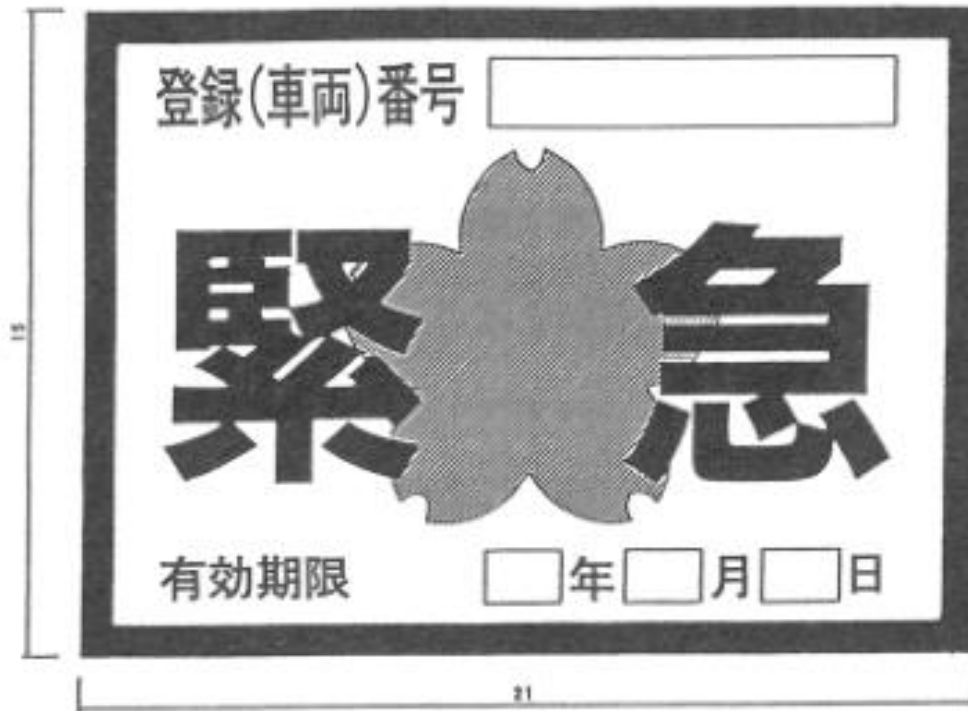
3 その他必要事項

# 緊急通行車両確認証明書等

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

【緊急輸送車両標章】



- 備考1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 緊急交通路の交通規制標識



- 備考1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 医療ボランティア一覧

- ① 医師・看護師
  - ア 医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）に加わり、医療救護所で診療を行う。
  - イ 被災地の医療機関において診療を行う。
  - ウ 後方医療施設において診療を行う。
  - エ 避難所等を巡回し診察等を行う。
  - オ 遺体の検案を行う。
    - ※ 精神科の医師についてはイ、エの精神科領域を担当
- ② 看護師
  - ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
  - イ 被災地の医療機関において診療補助を行う。
  - ウ 後方医療施設において診療補助を行う。
  - エ 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。
- ③ 臨床検査技師
  - ア 被災地の医療機関において臨床検査を行う。
  - イ 後方医療施設において臨床検査を行う。
  - ウ 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。
- ④ 診療放射線技師
  - ア 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。
  - イ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。
- ⑤ 理学療法士
  - ア 被災地の医療機関等において理学療法を行う。
  - イ 後方医療施設等において理学療法を行う。
  - ウ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。
- ⑥ 作業療法士
  - ア 被災地の医療機関等において作業療法を行う。
  - イ 後方医療施設等において作業療法を行う。
  - ウ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。
- ⑦ 薬剤師
  - ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。
  - イ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。
  - ウ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
  - エ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。
  - オ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
  - カ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。
- ⑧ 保健師
  - 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）に連絡する。



- ⑨ 助産師  
避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
- ⑩ 栄養士  
避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。
- ⑪ 歯科医師  
避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
- ⑫ 歯科衛生士  
避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。
- ⑬ 歯科技工士  
避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。
- ⑭ 精神保健福祉士  
被災地の精神科病院、精神障がい者福祉施設等において精神障がい者の相談・援助を行う。
- ⑮ 臨床心理士  
ア 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。  
イ 県、市町村が設置する心の相談窓口において相談を行う。  
ウ 災害対策要員のメンタルケアを行う。
- ⑯ あん摩マッサージ指圧師  
避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。
- ⑰ はり師  
避難所等において、はりの施術を行う。
- ⑱ きゅう師  
避難所等において、きゅうの施術を行う。

## 予想される相談内容

項 目	内 容
①生命保険、損害保険	支払い条件等
②家電製品	感電、発火等の二次災害
③法律相談	借地借家契約、マンション修復、損害補償等
④心の悩み	恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等
⑤外国人	安否確認、震災関連情報等
⑥住宅	仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事
⑦雇用、労働	失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等
⑧消費	物価、必需品の入手
⑨教育	学校
⑩福祉	障がい者、高齢者、児童等
⑪医療・衛生	医療、薬、風呂
⑫廃棄物	ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体
⑬金融	融資、税の減免
⑭ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、電話、交通
⑮手続き	罹災証明、死亡認定等
⑯複合災害に関する相談	例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等

## 災害救助法による救助の内容

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受入れする。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 高齢者等の要援護者等を受入れする「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 1 限度額：1戸当り 5,516,000円以内 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上受入れする「福祉避難所」を設置できる。 2 供与期間：完成の日から建築基準法に規定する期限 3 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	避難所に受入れされた者又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当り 1,130円以内	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 全半壊(焼)、流失、床上浸水若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	夏季(4月～9月) 冬期(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		2 下記金額の範囲内							
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏季 円	円	円	円	円	円	
			冬季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
		半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
			冬季	9,700	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	患者等の移送費は別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	妊婦等の移送費は別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)したもの	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 一世帯当り 574,000円以内	災害発生の日から1か月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 ：4,400円 中学校生徒 ：4,700円 高等学校生徒 ：5,100円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内(文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人：210,200円 小人：168,100円	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒、縫合等) 1体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上げ費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域にける通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 135,100円以内	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる)	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 20,700円以内  薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,200円以内  保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,500円以内  救急救命士 15,400円以内  土木技術及び建築技術者 16,700円以内  大工 23,800円以内 左官 24,500円以内 とび職 23,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

# 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

番 号  
平成 年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長名

印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

## 記

災 害 発 生 日 時	平 成 年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全壊 世帯数	半壊 世帯数	床上浸水 世帯数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号～5号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

## 被害状況報告表

保健福祉部 福祉指導課	被害状況報告表	発生 中間 様式 決定				
平成 年 月 日	時現在	市町村				
①災害発生の日時						
②災害発生場所						
③災害発生原因						
④災害の状況						
区分		棟	世帯	人	備考	
ア	人的被害	死	者			
イ		行方不明者				
ウ		負傷	重	傷		
エ			軽	傷		
オ	住家被害	全壊・全焼又は流出		棟	世帯	人
カ		半壊又は半焼				
キ		一部破壊				
ク		床上浸水				
ケ		床下浸水				
⑤救助の措置						
救助の種類						
区分						
ア	すでに措置したもの					
イ	今後措置を要するもの					
⑥その他の特記事項						
平成 年 月 日 時報告						
茨城県知事		殿				
(報告者)			市(町村)災害対策本部長			
			報告書作成者 職 氏名			
<p>(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。          2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。</p>						



## 職員動員表-風水害

平成30年3月1日現在

部隊名	班名	部・課・係	連絡体制	警戒体制	非常体制	
			連絡配備	警戒配備	第1配備	非常配備
本部事務局		消防交通課	課長及び係員	全員	全員	全員
総務部隊	総務班	総務課	—	主査以上	全員	全員
		議会事務局	—	管理職級以上	主査以上	全員
	広報記録班	秘書課	—	主査以上	半数以上	全員
	調査班	税務課	—	管理職級以上	半数以上	全員
財務部隊	財務班	財務課	—	主査以上	半数以上	全員
		まちづくり推進課	—	主査以上	半数以上	全員
		会計課	—	管理職級以上	半数以上	全員
民生部隊	救護救援班	保健福祉部	—	主査以上	半数以上	全員
		社会福祉協議会	—	—	半数以上	全員
	住民対策班	戸籍住民課	—	管理職級以上	半数以上	全員
	環境対策班	環境対策課	—	管理職級以上	半数以上	全員
	食料対策班	給食センター	—	管理職級以上	主査以上	全員
建設農政部隊	土木対策班	都市建設課	課長及び係員	半数以上	全員	全員
	上下水道班	上下水道課	—	主査以上	全員	全員
	農業班	産業振興課	—	管理職級以上	半数以上	全員
		農委事務局	—	管理職級以上	半数以上	全員
	商工班	商工観光係	—	—	半数以上	全員
教育部隊	学校管理班	学校教育課	—	主査以上	半数以上	全員
		各小中学校	—	別途計画	別途計画	別途計画
	社会教育班	生涯学習課	—	主査以上	半数以上	全員
消防	消防班	八千代町消防団	—	別途計画	別途計画	別途計画

(注) 全職員が非常配備の場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。

# 避難行動要支援者関連施設一覧

平成30年3月1日現在

## 1 幼稚園

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	八千代中央幼稚園	菅谷 1137-2	48-2511	鬼怒川浸水想定区域
			48-2511	
2	八千代ひかり幼稚園	西大山 628-15	48-2535	
			48-4168	
3	たちばな幼稚園	高崎 1068-4	48-0254	鬼怒川浸水想定区域
			30-2080	
4	さわきこども園	菅谷 898-38	48-1883	
			48-1854	

## 2 保育園

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	八千代保育園	沼森 1132	48-0668	鬼怒川浸水想定区域
			30-2055	
2	安静保育園	露田 728	48-2295	
			48-2295	
3	中結城保育園	佐野 357-1	48-0173	鬼怒川浸水想定区域
			30-4113	
4	ひかり保育園	平塚 3760-2	48-0102	
			48-4621	
5	みどりが丘保育園	高崎 1069-1	48-0254	鬼怒川浸水想定区域
			30-2080	

## 3 障害者施設

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	あじさい学園寮	平塚 4799-1	48-3880	
			48-3881	
2	あじさい学園八千代	平塚 4753	48-3882	
			48-3908	

#### 4 介護施設

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	特別養護老人ホーム 錦荘	栗山 229-1	49-2966	
			49-3402	
2	特別養護老人ホーム 玉樹	菅谷 1021-1	49-3886	
			49-1715	
3	グループホーム えがお	落田 161-10	48-3915	
			48-3555	
4	グループホーム 樂樂(らんらん)	菅谷 1143-1	30-2222	
			48-3800	
5	小規模多機能型居宅介護 なごみ苑	村貫 111-3	30-3753	
			49-1731	
6	介護老人保健施設 葵の園・八千代	新井 115-1	30-3700	鬼怒川浸水想定区域
			30-3003	

#### 5 医療施設（有床施設）

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	八千代病院	栗山 238	48-1181	病床数55床
			49-3678	

#### 6 医療施設（診療所等）

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	菊山医院	高崎 1054	48-1294	鬼怒川浸水想定区域
2	茨城西南医療センター病 院付属 八千代診療所	菅谷 1170-1	48-2001	
3	佐々木整形外科	菅谷 1065-2	30-2424	

## 消防団出動区域

平成25年3月1日現在

分団名	町内管轄区域 (大字区分)	隣接市町村応援出動		
		第1出動	第2出動	第3出動
第1分団	仁江戸、栗野、片角 中野、苧橋、東大山	下妻市 (村岡、別府)	下妻市 (旧千代川村)	
第2分団	太田、若、沼森、貝谷 川尻、今里、本郷	下妻市 (長塚、中居指、今泉)	下妻市全域	
第3分団	佐野、瀬戸井、西大山 塩本、下山川、粕礼	古河市(間中橋) 結城市(山川、江川)	古河市(旧三和町)	古河市
第4分団	安静地区全域	常総市(崎房、馬場)	坂東市(旧岩井市) 常総市(旧石下町)	
第5分団	下結城地区全域	古河市(長左エ門) 坂東市(川端、砂崎)	古河市(旧三和町) 坂東市(旧猿島町)	境町 五霞町
第6分団	川西地区全域	下妻市 (尻手、渋井、平方) 結城市(山川)		
第7分団	兵庫、菅谷、成田 大戸新田		下妻市全域、 坂東市全域 常総市(旧石下町) 古河市(旧三和町)	古河市 境町 五霞町

第1出動：通常時における出動。

第2出動：非常火災時における出動。

第3出動：大規模火災時における出動。

## 広域消防出動区域（第1出動）

平成25年3月1日現在

出動指定区域 (大字区分)	八千代 分署	下妻 消防署	千代川 分署	石下 分署	三和 分署	猿島 分署
若。 佐野、瀬戸井、兵庫、菅谷、東原 大戸新田、成田、西大山、塩本 下山川、粕礼。 水口、松本。 村貫。 久下田、新井、八町、袋、野爪 坪井、高崎、大渡戸、大里、小屋。	○	○			○	
仁江戸、粟野、片角、中野、苅橋 東大山、太田、沼森、貝谷、川尻 今里。 蒨田、東蒨田、栗山、新地、福岡 栗山、新地新田。	○	○	○			
尾崎、大間木、芦ヶ谷、芦ヶ谷新田 磯。	○		○			○
平塚。	○				○	○

## 被害状況の判定基準

被害区分		判定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける見込みのある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建物(同じ宅地にあるもので、非住家として計上するにいたらない小さな建物、便所、風呂場、炊事場)が付随している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付随しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則として寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	自家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 尚、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館等の公用又は、公共の用に供されている建物とする。
	その他	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		判定基準等
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教養の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくは、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは、沿岸を保全することを必要とする河岸とする。住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、ならびに処理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水している時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分	判定基準等	
火災発生	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公共文教施設	公共の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況



罹災台帳様式

(整理番号第 号)

罹災場所 八千代町					番地 番 号					家屋所有者 市					番地 番 号				
罹 災 者	住所 八千代町					番地 番 号					避難場所								
		続柄	氏名	性別	生年月日	職業又は 学年別	現況				その他								
							死亡	行方不明	重傷	軽傷									
	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
	7																		
	8																		
9																			
10																			
罹 災 状 況	住家	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借				そ の 他 の 事 項													
	家財	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> き損																	
	住家等 被害判定結果	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 全壊																	
調査員の意見					<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 要 避難所受入    応急仮    炊き出し    その他 設住宅														
					<input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 否														
罹災	年 月 日 時 分					調査の職・氏名													
調査	年 月 日 時 分										印								

(裏面)

月・日	物資交付及び援護状況	認印
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

### 記入上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、家族の状況及び小・中学校の児童、生徒の有無についてはもれなく記入すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること。
  - 「全壊、全焼、流失」とは、延床面積の70パーセント以上が焼失、損壊、流失したもの又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50パーセント以上に達したものをいう。
  - 「半焼、半壊」とは延床面積の20パーセント以上70パーセント未満が焼失、損壊したもの又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。ただし、修理しても住宅として使用不能のものは全焼、全壊、流失に含めること。
  - 「床上浸水」とは住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できなかったものをいう。
- 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は、該当欄に○印を付すこと。
- 重・軽傷の区分は下記による。
  - 重傷とは1ヵ月以上の治療を要する見込みのものをいう。
  - 軽傷とは1ヵ月未満で治療できる見込みのものをいう。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を作成のこと。
- 裏面には、救助の実施状況等について記入すること。  
(避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・学用品・埋葬・死体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金・災害障害見舞金・資金(災害援護・世帯更生))

# 罹災証明書

証 第 号

## 罹災証明書

罹災場所				
世帯主名		事業主名	所有者名	事業所名又は建物名
罹災状況	罹災年月日	年 月 日		
	罹災の原因	1. 風水害            2. 地震災害            3. その他 (            )		
	人の災害	1. 死亡 名            2. 行方不明 名            3. 負傷 名		
	建物の種類	1. 住家            2. 事務所            3. 事業所 4. 倉庫            5. 工場            6. その他 (            )		
	罹災程度	1. 全壊 (焼)            2. 流出            3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水            5. 床下浸水            6. その他 (            )		
世帯人員	氏名	続柄	生 年 月 日	備考
			明・大 昭・平 年 月 日	
			明・大 昭・平 年 月 日	
			明・大 昭・平 年 月 日	
			明・大 昭・平 年 月 日	
			明・大 昭・平 年 月 日	

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

八千代町長

印

# 罹災証明申請書

## 罹災証明申請書

年 月 日

八千代町長 様

下記のとおり、罹災証明書の発行を申請します。

申請者	住所	
	氏名	印
事業所	住所	
	事業所名	

証明の種類	罹 災 証 明 書			
証明書の提出先				
申請通数	個人	通	事業所	通

※この欄には申請者は記入しないで下さい。

主管部課名	部 課・室				係	担当名			
摘要									
備考									
供覧	課長	補佐	係長	担当	関係部課				

# 義援金品領収書

## 義援金品領収書

No. \_\_\_\_\_

金額 ￥ \_\_\_\_\_

品名	数量	備考

以上のとおり受領致しました。  
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

八千代町災害対策本部長

八千代町長

印